○農林水産省告示第五百二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年三月四日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年四月七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25014	キザロホップエチル乳剤	アフターエイド乳剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
25015	イプフルフェノキン水和剤	ガルーダフロアブル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

○農林水産省告示第五百二十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年三月十八日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年四月七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25016	グルホシネート液剤	ＴＡＪ	東京都港区東麻布三丁目４番18号ＶＯＲＴ麻布十番５Ｆ　日本アグロサービス株式会社　代表取締役　ランプラカシュ・ビラスライ・プブナ
25017	青枯病菌感染性バクテリオファージＲＫＰ１８０液剤	青枯革命プロ	京都府京都市下京区神明町724　パネフリ工業株式会社　代表取締役　藤田哲英
25018	ターバシル・テブチウロン粒剤	レールシャープＴＷ粒剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
25019	ターバシル・テブチウロン粒剤	クサアタックＴＷ粒剤	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
25020	アシベンゾラルＳ－メチル・アゾキシストロビン水和剤	ヘリテージアクション顆粒水和剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
25021	アシベンゾラルＳ－メチル・マンゼブ水和剤	ゼクロスアクション水和剤	〃
25022	なたね油乳剤	なのはな乳剤	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13番地１　富士グリーン株式会社　代表取締役　牧司

○農林水産省告示第五百二十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年四月七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年１月７日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16863	フルトラニル水和剤	日産モンカットフロアブル	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
19654	フルトラニル水和剤	日産モンカットフロアブル４０	〃

令和８年１月13日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
7251	硫酸銅	小名浜硫酸銅	福島県いわき市小名浜字渚１番地の１　小名浜製錬株式会社　取締役社長　川崎昌之

令和８年１月21日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16866	フェナリモル水和剤	日産ルビゲン水和剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介

令和８年１月29日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14731	イソウロン水和剤	イソキシール水和剤５０	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
15623	イソウロン粒剤	イソキシール粒剤４．０	〃
15993	イソウロン粒剤	イソキシール粒剤１．０	〃
21635	イソウロン粒剤	クサキング粒剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　株式会社ニチノーサービス　代表取締役社長　石村功

令和８年１月30日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22551	チオシクラム水和剤	ＭＩＣＨビセクト水和剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

○国土交通省告示第五百二十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月七日　国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三二五一七号	秋田　博文	大分県	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六〇号	菅野　拓矢	東京都	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六一号	赤川　大智	埼玉県	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六二号	菊池　光太郎	愛知県	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六三号	箕浦　和寛	神奈川県	令和八年三月十八日	東京湾水先区
第三二〇〇一六四号	辻村　嘉晃	大阪府	令和八年三月十八日	東京湾水先区
第三二〇〇一六五号	鳥光　悠太	千葉県	令和八年三月十八日	東京湾水先区

○国土交通省告示第五百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年四月七日　国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ティラド秦野製作所	神奈川県秦野市曽屋937番地	熱交換器	令和８年３月３日から令和13年３月２日まで

○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月七日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号